

生徒指導提要进行

平成23年3月9日 第30号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導 第10節 児童虐待への対応（生徒指導提要P182～P185）

1 児童虐待の定義と、発見・通告・支援制度

(1) 児童虐待の定義 → 保護者が18歳未満の者に対して行う次の4つの行為（児童虐待防止法による定義）

①身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
②性的虐待	わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
③ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④などの虐待行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
④心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童生徒に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（なお、保護者が虐待ではなく「しつけ」だと主張する場合もあるが、親の意向にかかわらず、子どもに悪影響が及ぶような場合には虐待と考える必要がある。）

(2) 発見・通告 → 学校関係者は、児童虐待を早期に発見する義務と努力を有することを規定

- 児童虐待の早期発見：学校、児童福祉施設、病院などの団体や、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師などは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければなりません。
- 通告：虐待の疑いがある児童生徒を発見した場合は、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと義務付けられています。（この通告は、児童委員（民生委員）に仲介してもらってもよい。「児童虐待防止法」は「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に通告義務を課しており、虐待があったと確証を得ることまで要求しているわけではない。）
なお、この通告は公務員などの守秘義務に優先することが、法律上明記されています。

(3) 支援制度 → 通告を受けた児童相談所や市町村は、速やかに子どもの安全を確認し、子どもや家族の状況などについて調査をするとともに、必要に応じて子どもを保護者から分離することもあります。

2 学校の虐待対応

(1) 虐待対応の基本知識の確保

児童虐待は、児童生徒の命が奪われるだけではなく、心身の成長や行動面に大きな影響を与え、人格面でも問題を残すなど人生全般に大きな問題を残しやすいため、虐待をなるべく早く発見して、関係機関と連携して対応すること、また、虐待の定義やその影響、対応の仕組みなど、正確な知識をもつことが大切です。

(2) 児童虐待の支援の意味

児童虐待は、保護者の根深い課題から生じ、その課題が児童生徒に深刻な傷として受け継がれることから、今日立った問題がなくとも、その児童生徒の心にどのような傷が残されていて、今後どのような問題を生じ得るかを念頭に支援を考える必要があります。

(3) 児童虐待を見付ける

学校が、児童生徒の服装や表情、行動の特徴（多動、盗みや火遊びの繰り返し、自傷行為、激しい暴力やパニック、断続的な欠席、下校渋り（帰宅拒否）など）から児童虐待に気付く体制が必要です。

(4) 通告と連携による継続的支援

児童虐待への対応の基本は「一人（一機関）で抱え込まない」「疑わしきは通告と連携」であり、疑いの段階で速やかに通告することが大切です。また、通告して終わるのではなく、児童相談所や市町村の要保護児童対策地域協議会など、権限と守秘義務のあるネットワークの一員として、連携に基づいた支援を続けることが必要になります。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。